

27

05 14

M-0369

公第四九號

昭和十一年三月三十日

在オデッサ

領事 平田

外務大臣 廣田 弘 毅

莫斯科出張及管内旅行許可方稟請ノ件

昭和九年二月小官當地着任直後事務打合せノ爲メ御許可ヲ得テ莫斯科ニ一回出張セル以來既ニ約二ケ年ヲ経過セリ而シテ客年十二月在蘇大田大使ヨリ蘇聯隣接國在勤ノ公館長及在蘇領事官ノ臨機莫斯科出張ニ關シ閣下宛稟請ノ次第モアリ更ニ又小官着任以來未タ管内地方ヲ視察スルノ機ナキニ付事務打合せノ爲メ莫斯科出張ノ機ヲ利用シ高梁索ニ至リ同地ヨリ黒海沿岸諸港ヲ經テ當地ニ歸任致度考ナリ其經路及豫定日數大略左ノ通り

收入支出
検査

在外事務三ノ事務係三ノ事務係ヲ支給スルコトトシ

在オデッサ日本領事館

昭和十一年四月廿日接



11.4.24 付

11.4.23 奉

出発地	日數	距離	船車料
オデッサ發			
モスコに着	三日(汽車)	二五八軒	八九七五
モスコー滞在三日間			
モスコー發			
オルジョニキーゼ着	三日(汽車)	二〇七〇軒	一二七九〇
オルジョニキーゼ滞在二日間			
オルジョニキーゼ發			
チフリス着	一日(自動車)	二一八軒	三八〇〇
チフリス發			
ハトウーム着	二日(汽車)	三四九	四八六〇
ハトウーム滞在一日間			
ハトウーム發			
オデッサ着	五日(汽船)		一一六〇〇

往復滞在豫定總日數約二十日間、船車料概算四百貳拾留貳拾五哥南露地方ハ全然未知ノ地方故一應視察シ置クコトハ執務上便宜少ナ

在オデッサ日本領事館

